

基本行政法〔第3版〕 訂正表

※誤りを修正するほか、より適切な表現に改めました。

頁数	修正箇所（初刷）	修正後（2刷）
p 19		(図の長方体の影の位置を修正)
p 50	上から 12 行目（*の 2 行目） 「2 号 587 頁によると、～」	→以下に修正 「2 号 587 頁 <u>(百選 I 23)</u> によると、～」
p 59	上から 15 行目 「申告がない場合または申告が不相当と認められる場合」	→以下に修正 「申告が不相当と認められる場合または申告がない場合」
p 101	上から 8 行目 「なお、 <u>地方公共団体に対する処分</u> については、 <u>地方公共団体が～</u> 」	→以下に修正 「なお、 <u>国の機関または地方公共団体（の機関）に対する処分</u> については、 <u>これらの機関または団体が～</u> 」
p 152	下から 4 行目 「最判平成 25 年 1 月 11 日民集 67 卷 1 号 1 項～」	→以下に修正 「最判平成 25 年 1 月 11 日民集 67 卷 1 号 1 <u>頁</u> ～」
p 178	上から 15 行目 「【設問 5】参照～」	→以下に修正 「【設問 5】 <u>[337 頁]</u> 参照～」
p 234	下から 1 行目 「 <u>内閣府</u> に置かれる」	→以下に修正 「 <u>総務省</u> に置かれる」
p 272	下から 5 行目 「～行訴法 <u>33</u> 条。373 頁～」	→以下に修正 「～行訴法 <u>32</u> 条。373 頁～」
p 364	学習のポイント 2 行目 「～（行訴 10 条 1 項）、～」	→以下に修正 「～（行訴 10 条 1 項）、 <u>違法性の承継</u> 、～」
p 373	上から 8 行目 「～例えば、 <u>372</u> 頁の図～」	→以下に修正 「～例えば、 <u>272</u> 頁の図～」

p 375	下から 9 行目 「～の治癒の問題 (123 頁) ではない。」	→以下に修正 「～の治癒の問題 (107 頁) ではない。」
p 386	上から 17 行目 「～である「重大な損害」考慮要素」	→以下に修正 「～である「重大な損害」 <u>の</u> 考慮要素」
p 471	上から 16 行目 「最判平成 25 年 1 月 11 日民集 67 卷 1 号 1 項」	→以下に修正 「最判平成 25 年 1 月 11 日民集 67 卷 1 号 1 頁」

頁数	修正箇所(2刷)	修正後(3刷)
p 123	上から 3 行目 「 <u>塩野＝高木</u> ・条解行政手続法 362 頁」	→以下に修正 「 <u>高木ほか</u> ・条解行政手続法 416 頁」
p 291	上から 7 行目 「 <u>上</u> の図」	→以下に修正 「 <u>下</u> の図」
p 327	下から 9 行目 「CB12- <u>11</u> 」	→以下に修正 「CB12- <u>10</u> 」
p 430	上から 13 行目 「～防ぐ <u>べき</u> であった」	→以下に修正 「～防ぐ <u>こと</u> が求められていた」

頁数	修正箇所(3刷)	修正後(4刷)
p 43	下から 9 行目 「とする内閣の統 <u>括</u> の下に～」	→以下に修正 「とする内閣の統 <u>轄</u> の下に～」

p 74	図 外務省の△の右横の説明 「内閣の統括の下に～」	→以下に修正 「内閣の統轄の下に～」
p 76	下から 7 行目 「～機関が行政活動を統括して～」	→以下に修正 「～機関が行政活動を統轄して～」
p 124	下から 7 行目 「(塩野・行政法 I 321 頁)」	→以下に修正 「(塩野・行政法 I 348 頁)」

頁数	修正箇所(5刷)	修正後(6刷・未完)
p 36	2(1)アの本文 1 行目 「(政省・省令)」	→以下に修正 「(政 <u>令</u> ・省令)」
p 108	下から 2 行目 「上記判決は、 <u>は</u> 、まず、一般論として」	→以下に修正 「上記判決は、まず、一般論として」
p 268	コラム 17～18 行目 「判例によれば」	→以下に修正 「判例によれば」
p 301	下から 11 行目 「……接していなければならない」	→以下に修正 「……接していなければならない」